

秋田米「サキホコレ」販路開拓・マーケティング業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する秋田米「サキホコレ」のブランド力を高める販売チャンネル開拓業務委託に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務概要

- (1) 業務名 秋田米「サキホコレ」販路開拓・マーケティング業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託額の上限 4,644,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技実施要領等の公開 令和8年5月13日（水）
- (2) 質問書の提出期限 令和8年5月19日（火）午後5時
- (3) 上記質問に対する回答期限 令和8年5月22日（金）
- (4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和8年5月28日（木）午後5時
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和8年6月3日（水）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和8年6月18日（木）午後5時
- (7) 審査会の実施 令和8年7月3日（金）
- (8) 審査結果の通知 令和8年7月6日（月）
- (9) 契約締結 令和8年7月上旬

3 参加資格

本企画提案競技への参加資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア 秋田県内に本社、支社、支店、営業所又は事務局がある者
 - イ 「6 事業共同体の取扱い」により、アに該当する者と事業共同体を組む者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

4 実施要領及び仕様書に関する質疑応答

(1) 提出書類

実施要領等に関する質問書（様式1）

(2) 提出期限

令和8年5月19日（火）午後5時

(3) 提出先

13の事務局

(4) 提出方法

電子メールによることとします。

(5) 回答

令和8年5月22日（金）までに、電子メールにより回答するとともに、回答内容を県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」－「コンペ情報」に掲載します。

なお、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

5 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする者は、次により申請し、参加資格の確認を受けてください。

(1) 提出書類

ア 企画提案競技参加資格確認申請書（様式2） 1部

イ 参加者概要表（様式3） 1部

なお、参加者概要表「過去5年間の類似業務の契約実績」の記載に当たっては、別添仕様書（資料2）「4 委託業務の内容」に記載のそれぞれの業務に類似する業務の取扱実績（業務内容、成果等）を具体的に記載してください。また、当該実績に係る資料がある場合は添付してください（様式任意）。

ウ 参加資格確認申請受付票（様式5） 1部

(2) 提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

13の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送によることとします。

ア 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

イ 郵送の場合は、書留にて期限内必着とします。

(5) 確認結果

令和8年6月3日（水）までに、電子メール及び郵送により通知します。

(6) 参加資格の喪失及び辞退

ア 参加資格確認後に資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。

ウ 参加資格確認後に都合により参加を辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式4）を提出してください。

(7) 参加が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加が認められなかった者は、次により県に対して書面（様式任意）でその理由の説明を求められます。

- ① 提出期限 令和8年6月5日（金）午後5時
- ② 提出先 13の事務局
- ③ 提出方法 電子メールによることとします。

イ 県は、書面を受理したときから5日以内に、説明を求めた者に対して書面によりその理由を説明します。

6 事業共同体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、事業共同体を組む場合は、次のとおりとしてください。

- (1) 事業共同体には、「3 参加資格」(1) アに該当する者を1者以上含むものとし、また、全ての構成員が「3 参加資格」(2) から(5) までの参加要件を満たす者である必要があります。
- (2) 事業共同体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独又は他の事業共同体の構成員として企画提案競技に参加することはできません。
- (3) 各構成員は対等の立場で、一体となって業務を履行してください。
- (4) 事業共同体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めてください。
- (5) 「5 参加資格の確認」において、企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）及び参加資格確認申請受付票（様式5）については、事業共同体の代表者が提出してください。また、参加者概要表（様式3）については、構成員の全員分を提出してください。
- (6) 「5 参加資格の確認」の提出書類のほか、次の書類を提出してください。
 - ア 事業共同体結成届（様式6）

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別添仕様書（資料2）に基づき作成してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案競技参加申込書（様式7） 1部
- イ 企画提案書（様式任意） 15部
 - ※実施スケジュール・体制、類似業務における過去の実績も含めてください。
- ウ 経費見積書（経費の内訳を明記したもの。様式任意） 1部
- エ 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」への取組に関する書類 各1部（該当者のみ）
 - ①賃金水準の向上について 直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
 - ②女性の活躍推進について 次表の区分に該当する認定等を受けている場合は、対応する提出書類

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

(2) 提出期限

令和8年6月18日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

13の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送によることとします。

ア 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

イ 郵送の場合は、書留又は簡易書留にて期限内必着とします。

(5) 留意事項

ア 提出する企画提案は、1者につき1案とします。

イ 提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。

ウ 提出期限後における提出書類の書換え、差替え又は撤回は認められません。

エ 提出書類は、原則としてA4判横書きとします。企画提案書のうち1部については、ホチキス留めせずダブルクリップ等で綴じてください。

オ 経費の見積額が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象としません。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他企画提案競技に関する条件に違反した提案

8 委託候補者の選定

(1) 選定方法

別に定める企画提案競技審査会実施要領に基づき、7（1）の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その総得点が基準点に達している参加者のうち、第1順位者を委託候補者として選定します。

なお、参加者が1者のときは、その総得点が基準点に達していれば、委託候補者として選定します。

(2) 審査会の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 7 月 3 日（金）

各参加者のプレゼンテーションの時間は、参加資格の確認結果を通知する際に連絡します。

イ 場所

秋田県庁第二庁舎 4 階 高機能会議室（秋田市山王三丁目 1 番 1 号）

（3）審査対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていると認められる場合

イ 関係者に対し工作等の不当な活動を行ったと認められる場合

ウ 本要領に定めた条件に適合しない場合

（4）審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和 8 年 7 月 6 日（月）に、各参加者に電子メール及び郵送により通知するとともに、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」－「コンペ情報」で公表します。

9 苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して 2 日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に契約担当者に対して書面（様式任意）により申し立てすることができます。

10 契約の締結

（1）8 により選定された委託候補者と単独随意契約します。

（2）選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、企画提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

（3）受託者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）第 177 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を県に納付する必要があります。ただし、受託者が、過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類・規模がほぼ同じである契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した場合など、同規則第 178 条の規定に該当する場合は、納付を免除します。

（4）委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すと同時に、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

11 公正な企画提案競技の確保

（1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはなりません。

（2）参加者は、企画提案競技に当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。

（3）参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に

開示してはなりません。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

12 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出された書類は、当該企画提案以外の目的に使用しません。
- (4) 提出された企画提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
- (5) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (6) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とします。

13 事務局

秋田県農林水産部 水田総合利用課 秋田米ブランド推進チーム
住 所 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電 話 018-860-1784 (直通)
メールアドレス akitamaibrand@pref.akita.lg.jp